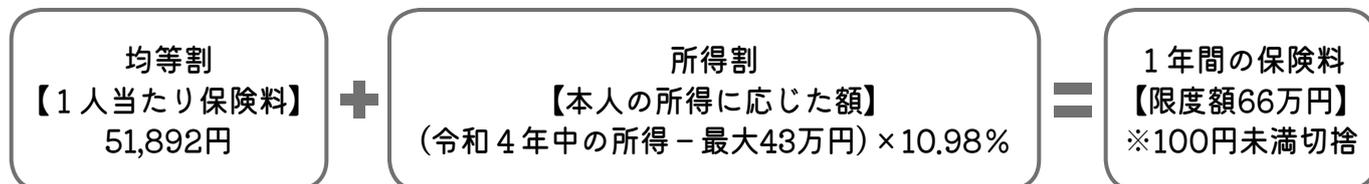


# 後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

## ■保険料の計算方法(令和5年度)

令和5年度は、下記のとおりです。保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。正式な保険料のお知らせは6月中旬にお送りします。



※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ■均等割の軽減割合(令和5年度)

世帯の所得(同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計)に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

網掛け部分が変わります。

均等割額が軽減される世帯（ <u>          </u> 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します）	軽減割合
43万円 + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (29万円 × 被保険者数) + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + <u>10万円</u> × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が125万円（65歳未満の場合は60万円）を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

※後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入から2年を経過する月まで別途軽減があります。

## ■保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です(申し出によって「口座振替」も可能)。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象とならないため、「納付書」または「口座振替」にてお納めください。なお、「口座振替」を希望される方は手続きしてください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)制度の加入期間が半年未満の方